

意 見 書

平成16年8月19日


総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 742-0492

住 所 やまぐちけんくがぐんしゅうとうちょうおおあざしもくばら  
山口県玖珂郡周東町大字下久原1209-1

団体名 しゅうとうちょう  
周東町

代表者名 しゅうとうちょうちやう 周東町長 たけいりゅうし 武居龍志

電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

本町において運用中である防災行政用無線局は、災害時に有線が途絶した場合における唯一の情報伝達手段であり、この無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命財産の保全、災害の未然防止等に大きく寄与しています。



また、消防救急無線については、人命救助、財産の維持確保のための緊急かつ確実な情報伝達手段であり、消防救急活動を遂行する上で必要不可欠なものであるといえます。

以上のことから本町といたしましては、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の維持に影響し、今後の整備等についても後退させかねないと考えますので、現行の減免措置を継続していただきますよう切に要望いたします。

意 見 書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 297-0026  
(ふりがな) ちばけんもぼらしもぼら  
(住 所) 千葉県茂原市茂原598  
(ふりがな) ちょうせいぐんしこういきしちょうそんけ  
んくみあいしょうぼうほんぶ  
(名 称) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部  
(ふりがな) しょうぼうちょう しらとりひでよ  
(代表者氏名) 消 防 長 白 鳥 英 世  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のと  
おり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、消防無線においては国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があり、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民サービスの低下を避ける観点から設けられたものであり、この立法趣旨は昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動に消防無線を必要最低限使用しており、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、消防機関は電波を利用することによる経済的価値は生じないといえます。

さらに、消防機関は、電波有効利用のため、多額の経費を必要とする無線のデジタル化に取り組まなくてはならず、新たな財政負担はデジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

# 意見書

平成16年 8 月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へて

郵便番号 210-8577

(ふりがな) かわさしかわさきくみやもとシロフ

住 所 川崎市川崎区宮本町1番地

(ふりがな) かわさしろうたきよくきまかんりしつ

ないとう ふゆお

氏 名 川崎市総務局危機管理室長  
内藤 冬雄

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

本市では、災害対策基本法の定めるところにより住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関及び他の公共機関の協力を得て地域防災計画を作成し、これを実施する責務を有しており、災害時に地域の状況を迅速かつ的確に把握し、住民の安否情報、避難指示などの情報を住民に伝達することが必要であるため、公共業務に電波を利用することから防災行政無線については、現行どおり減免、若しくは、国と同様に電波利用料の適用除外とすべきである。

また、住民の安全を守ることを目的として、防災行政用無線局設備の更新・拡充を行ない、一層の活用を考えているが、電波利用料を増やすことは、整備の遅延につながるおそれがある。

様式1

## 意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

郵便番号 080-0016

(ふりがな) ほっかいどうおびひろしにし6じょうみなみ6ちようめ 3-1

住所 北海道帯広市西6条南6丁目3-1

(ふりがな) おびひろししょうぼうほんぶ しょうぼうちよう

氏名 帯広市消防本部 消防長

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

消防救急無線は専ら「国民の生命、身体、財産の保護」等、消防の任務遂行上、不可欠なものであり、近年の大規模災害発生時における全国的な消防応援・受援体制の整備を図るうえで、消防救急無線の拡大・整備がされてきた経緯がある。

また、消防救急無線のデジタル化を控え、その費用負担に苦慮するなかでの、新たな財政負担を求める事は、消防救急無線の整備・デジタル化への取り組みに影響し、自治体間の行政サービスの水準の格差を生むとともに、広域消防応援体制の整備等が遅滞する懸念があるため、現行通り電波法第103条の2第6項による特例措置の継続を要望致します。

以上

様式1

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

郵便番号 317-0072  
(ふりがな) いばらきけんひたちしべんてんちょう  
住所 茨城県日立市弁天町1丁目17番13号  
(ふりがな) ひたちししょうぼうほんぶしょうぼうちょう  
しのはらきみはる  
氏名 日立市消防本部消防長  
篠原 公治  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



## 別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次の通り意見を提出します。

### 1、意見

- (1) 消防救急無線は「国民の生命、身体、財産の保護」の法的な任務を遂行することを目的とするものであり、地方公共団体が当該任務を遂行するための必要不可欠なものである。従って、高い公共性があることを重視すれば電波利用料は現行どおり免除すべきと考えます。
- (2) 消防救急無線は「国民の生命、身体、財産の保護」に必要不可欠なものとして設置しているものであり、他に代替措置が考えられないものである。従って、電波利用料の徴収が電波有効利用の誘因になるとは考えられません。
- (3) 地方自治体の厳しい財政事情の中で電波利用料の負担は、維持管理費と合せてますますの負担増となり、必要不可欠な通信設備の機能維持に多大な支障が生じかねません。
- (4) 国の施策として、消防救急無線のデジタル化を計画しておりますが、デジタル化に移行した場合、利用料対象無線局が大幅に増えることが予

想されます。従って、自治体にとって多大な負担が生じるとともに、デジタル化移行の妨げになると考えられます。

以上のことから、地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月19日


総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて


(郵便番号) 〒788-0003

(住所) こうちけんすくもしがいちやう  
高知県宿毛市幸町10-5

(名称) はたせいぶしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ  
幡多西部消防組合消防本部

(代表者名) しょうぼうちやう みよき けんじ  
消防長 三代木 健司

(電話番号) 

(メールアドレス) 

「電波有効利用政策委員会 電波利用料部会 最終報告書(案)に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。」

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱について

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は高い公共性があることを重視して、住民の行政サービスの低下を避けるために設けられたものです。

地方財政逼迫による減免措置の廃止は、消防サービスの低下をまねくことが懸念されます。

当消防本部も、多額の経費を要するデジタル無線化を検討している中、新たな財政負担を強いられ、デジタル化移行への遅れも懸念されます。

このようなことから、消防機関等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

郵便番号	〒100-8119
(ふりがな)	とうきょうとちよだくおおてまち
住所	東京都千代田区大手町1-3-5
(ふりがな)	とうきょうしょうぼうちょう
名称	東京消防庁
(ふりがな)	はくやゆうじ
代表者名	白谷祐二
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 「電波利用料における、国、地方公共団体の扱いについて」

電波利用料制度の見直しについては、電波を限られた公的資源と考え、経済的価値を勘案し、その結果、電波を利用することにより経済的便益が上がる利用者から公平に電波利用料を、その経済的効果の割合に応じて徴収するという受益者負担の考えが今回議論されている大枠であると思われまます。

しかしながら、消防機関の電波利用は災害救急活動等に必要最小限使用しているものであり、さらに、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは電波を使用する免許人ではなく国民個々であり、消防機関に経済的便益が発生するとは考えられないことから、電波有効利用という議論のインセンティブに必ずしも繋がるとは考えられないと思います。

また、東京消防庁が現在使用している消防救急無線については、電波法第103条の2第6項により電波利用料の適用除外を受けており、これは、国民の生命、身体、財産を火災から保護するという消防法の目的を遂行するうえで、消防救急無線の存在は必要不可欠なものであり、その高い公共性、重要性を考慮しての特例措置と考えます。

従って、消防救急無線に電波利用料を適用することは、逼迫する地方財政に、更に財政的負担を強いることとなり、その結果として、住民への消防行政サービスの水準低下、ひいては消防の究極の目的である国民の安全確保にも影響を与えることが懸念され、また、電波利用料の適用を電波利用の逼迫地域に限定することは地域差を広げることとなり、好ましいこととは思えません。

また、東京消防庁を含め、全国の消防機関は、電波有効利用のため逼迫する財政状況のなかで、消防救急無線のデジタル化に取り組んでおり、新たな財政的負担の増加は、今後進めていくデジタル化移行への影響が大きく、事業執行の大幅な遅れが懸念されます。

以上のようなことから、消防救急無線については、電波利用料の適用除外の特例措置を現行どおり継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒276-0046

(ふりがな) ちばけんやちよしおおわだしんでん

(住所) 千葉県八千代市大和田新田186

(ふりがな) ちばけんやちよししょうぼうほんぶ

(名称) 千葉県八千代市消防本部

(ふりがな) かみがきのぼる

(代表者名) 神 垣 升

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。


さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



平成16年8月3日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

770-8570  
徳島県 徳島市 万代町1-1  
徳島県庁 防災局 中川 順二  


電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)に関し  
別紙の通り意見を提出します。

県防災行政無線局は災害対策基本法第4条等の防災業務を遂行する上で効果的な通信ネットワークとして設置された局でありその目的からしても、従来通りの減免をお願いしたい。

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒760-0005  
(ふりがな) かがわけんたかまつしみやわきちょう  
住所 香川県高松市宮脇町一丁目2番34号  
(ふりがな) たかまつししょうぼうきょく  
名称 高松市消防局  
(ふりがな) とみながのりお  
代表者名 富永典郎  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防救急無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下が一層懸念される。

高松市消防局は、災害防除活動時に消防救急無線を必要最低限使用していることから、手数料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、高松市消防局が電波を利用することにより便益を受けるのは市民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、高松市消防局は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

・意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課

国民の生命、身体、財産を守る消防の任務に於いて、救急救助、あらゆる災害等で使用する消防無線は活動する上においてなくてはならない、非常通信であります。

各消防には3波(自波、県内波、全国波)を使用して、今までの災害等で活動してまいりました。

電波利用料部会の報告書の中で現在、公共性の高い減免措置の消防無線にも「電波利用料の徴収」の意見がありますが、それは町村合併を行われている中で消防無線1本化の費用もあり、また、デジタル化を進める上で遅れが生じ、しいては国民のサービス低下なり、地域格差がうまれると思われれます。

東海、南海地震の発生がさげられる中で公共性が高い消防無線は活動上、不可欠であります。また、デジタル化の進歩も必要不可欠となっている現在に於いては、無線利用料を現行どおり減免措置の継続を願うものであります。

〒779-3601

徳島県美馬郡脇町字拝原1742-1

美馬東部消防組合

消防庁 大館 敏

# 意見書

平成16年8月13日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

大阪府泉南郡岬町長 中 出 春 次

## 記

「電波有効利用政策研究会 電波利用制部会 最終報告（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

消防救急無線について電波利用料をどうするか。

- ・① 今までどおり減免
- ② 減免をなくして、すべて徴収
- ③ その他

## 理由

### 1 財政状況の悪化

当町は、財政規模も小さく、長期にわたる景気低迷の影響から財政状況は極めて厳しい状況にあり、今後も早期改善が見込めないばかりか、むしろ悪化が予想されており、新たな財政負担増は避けざるを得ない状況にある。

### 2 内部努力では対応困難

すでに決定された防災行政無線のデジタル化への移行に伴う多額の費用負担に加え電波使用料の費用負担が重なれば、これに対応するため無線局の減少等の措置を講じた場合、住民の生命、身体、財産の保護に重大な支障を及ぼすことになり、内部努力では対応困難と思われる。

### 3 極めて高い公共性

東南海・南海地震が危惧されている昨今、防災行政無線は災害対応に不可欠な無線通信であり、住民生活に直結する緊急、かつ、最重要な通信手段であり、極めて公共性が高くその減免効果は、特定の住民や団体が対象ではなく、等しく住民全体を対象としたものであると思われる。

以上の理由から、防災行政無線の目的に照らし電波利用料の適用除外とすることが妥当であり、単に地方公共団体や消防機関のみならず、広く住民からも支持、要望されるものであると思慮される。

意見書

平成16年8月17日

総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 880-8501

(ふりがな) みやざきし たちばなどおり ひがし

住所 宮崎市橘通東二丁目十番一号

(ふりがな) みやざきけん そうむぶ ききかんりきょく しょうぼうほあんしつちよう

氏名 宮崎県総務部危機管理局消防保安室長

やの つぐたか

矢野 次孝

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。



(別紙)

国・地方公共団体からの電波利用料徴収について

地方公共団体は、公共性を勘案し、「従来どおり減免を行う」ことが妥当と考えます。

- ① 水防テレメーター局については、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行すること」を法律上規定されている目的からして、従来どおり利用料の適用除外とすべきと考えます。
- ② 防災行政無線局については、その防災上の目的からして現行どおり二分の一減免が妥当と考えます。
- ③ 逼迫帯域にあるMCA無線は、デジタル化の方針が出され、狭帯域化することにより、電波の有効利用が図られる計画となっております。


従いまして、利用料の徴収のみが電波の有効利用のインセンティブになるという考え方は、公共である防災行政無線の場合には当てはまらないと考えます。

なお、本県は、防災行政無線のほか衛星利用料も応分の負担をし、住民の安心・安全の確保に努めており、一定の電波利用料負担をしていると考えております。

意 見 書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 742-0392  
所在地 山口県玖珂郡玖珂町5990番地  
団体名 玖珂町  
代表者氏名 玖珂町長 植野正則  
電子メール 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

- 1 本町において運用中の防災行政無線については、特に災害時において、欠くことのできない重要な情報伝達手段であり、これらを利用した情報伝達は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に極めて大きな役割を果たしています。
- 2 いわゆる固定系においては、火災等の発生時に、火災の発生地域などについて、町民に伝達するとともに、消防団員にもいち早く連絡でき、万一の際の重要な情報伝達手段となっています。
- 3 いわゆる移動系については、火災発生時などにおいて、地域の消防団と行政、あるいは消防団相互をつなぐ、重要な情報伝達手段となっており、防災行政上なくてはならない重要なものとなっています。
- 4 上記のように本町においては、防災行政無線の固定系、移動系ともに、極めて重要な無線局となっています。これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響を及ぼすことにもなりかねません。については、現行のとおり減免の措置を継続されるよう切に要望します。

(案) 意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 737-8501

くれしちゅうおう

住所 呉市中央4丁目1番6号

くれしちゅう おかきわら しんや

氏名 呉市長 小笠原 臣也

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書 (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電波の逼迫状況は理解できるところですが、国、地方公共団体が整備した防災行政無線等は「住民の生命、身体、財産を保護する任務を遂行することを目的とする」ものであり、こうした無線局は他の無線局とはその性格を異にするもので、電波利用料の徴収に関しては今まで通り免除あるいは減免すべきだと考えます。

また、呉市では、現在防災行政無線（デジタル）の整備を計画しており、電波利用料徴収が実施されると追加的財政負担となることから、整備に支障がでる恐れが出てくると思われるので、ぜひ電波利用料の減免継続をお願いします。

様式1

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課あて

郵便番号 231-8588  
(ふりがな) よこはましなかくにほんおどおり  
住 所 横浜市中区日本大通1  
(ふりがな) かながわけんぼうさいきょくぼうさいしょうぼうかちょう  
いわぶちみつお  
氏 名 神奈川県防災局防災消防課長  
岩 渕 三 男  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

今回の最終報告書では、これまで、電波利用料について減免措置が設けられてきた、地方公共団体の消防無線等についても、「電波の有効利用や負担の公平性の観点から地方公共団体にも一定の負担を求めるべき」との意見がある。

(この意見に反対する意見)

地方公共団体の消防救急無線や防災行政無線は、突然の災害や事故から、国民の大切な生命・身体・財産の保護のために緊急かつ重要な通信手段であり、極めて公共性、公益性の高いものである。

このことから、国民の安全を守る国の責務として、消防救急無線に係る電波を確保し、無償で提供されるべきであり、防災行政無線についても、防災関係に関してはこれに準じて取り扱われるべきである。



また、消防庁の指導のもと、全国の地方公共団体が多大な費用を投入し、進めていこうとするデジタル化については、電波の有効利用の一つとして有用であるが、今回の電波利用料徴収に伴う地方公共団体の負担増により、計画の遅れが懸念される。

以上のことから、電波利用料徴収の取扱いについては、従来どおり、消防救急無線については適用除外、防災行政無線については2分の1減額を維持すべきである。

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒660-0881  
(ふりがな) ひょうごけんあまがさきししょうわとおり  
(住所) 兵庫県尼崎市昭和通2丁目6番75号  
(ふりがな) あまがさきししょうぼうきょく  
(名称) 尼崎市消防局  
(ふりがな) しょうぼうきょくちょう はしもとまさふ  
(代表者名) 消防局長 橋本雅生  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。



## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防・救急無線については、地域住民の生命・身体・財産を迅速かつ的確に災害から守るための唯一の通信手段として、地方公共団体が自ら開設することが不可欠である無線局であり、その公共性は非常に高いものである。昨今の地方財政逼迫の中、最低限の費用により無線設備の維持及び整備を進めているところであります。また、新たな財政負担を強いられることは、無線設備の維持及び整備に支障を期し、災害現場活動及び隊員の安全確保が困難となり、消防サービスの水準低下につながると懸念されます。また、電波有効利用のために取り組んでいる多額の経費を要する、消防・救急無線のデジタル化移行が遅れることも懸念されます。

したがって、公共の利益を目的として利用している消防・救急無線については、現行どおり電波利用料の適用除外を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒698-0027  
(ふりがな) しまねけんますだしあけぼのひがしまち  
(住所) 島根県益田市あけぼの東町8-6  
(ふりがな) ますだこういきしょうぼうほんぶ  
(名称) 益田広域消防本部  
(ふりがな) はらだひろし  
(代表者名) 原田 博  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

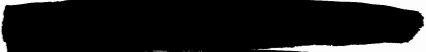

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

## 意見書

平成16年(2004年)8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒064-0804  
(ふりがな) さっぽろしちゆうおうく  
(住所) 札幌市中央区南4条西10丁目  
(ふりがな) さっぽろししょうぼうきよく  
(名称) 札幌市消防局  
(ふりがな) ふじばやし よしひろ  
(代表者名) 藤 林 義 廣  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

#### 消防・救急無線の電波利用料減免措置について

- ・ 消防・救急無線は住民の生命、身体、財産を保護するために災害活動時等における非常通信手段として必要不可欠なものである。
- ・ 消防機関は必要最低限の割当られた周波数を有効に活用し、適正な無線運用を行っている。
- ・ 電波を使用することにより便益を受けるのは住民であって、災害活動を行う消防機関には、このことによる経済効果は発生しない。
- ・ 大規模災害時及び広域応援時の体制が充実されており、広域な災害活動における消防・救急無線の使用は国民の安全確保を図る上で非常に重要であり、必要性も増大している。
- ・ 財政状況の厳しい折、新たな財政負担を強いられることは受け入れできない。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり電波利用料の適用除外を継続していただきたく強く要望し、意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 〒 8 7 9 - 7 1 3 1

住所

おおいたけんおおのぐんみえまちいちば  
大分県大野郡三重町市場 1 2 0 0 番地

名称

おおのぐんとうふしょうぼうぐみあい  
大野郡東部消防組合

代表者名

まさ きみしげ  
牧 公成

電話番号

XXXXXXXXXX

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命身体財産の保護に係る高い公共性があり、消防無線に財政的な負担を課すことにより住民にとって不可欠な行政サービスの水準が、結果として低下することを避けるために設けられたものであり、さらに消防機関は多額の経費を要する無線デジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることによりデジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。